

## 2011年2月のコード委員会報告における陸生コード改正案及び 前回の総会にて提示された事項に対する我が国のコメント

### コメント一覧

1. 第 1.2 章 疾病のリスト化の条件（付属書 29）
2. 第 1.6 章 自ら宣言及び OIE による公式認定の手続（付属書 33）
3. 第 79 回 OIE 総会におけるアニマルウェルフェア及びブロイラー生産に係る章に関する議論
4. OIE における公式な基準策定手続の作成

## 1. 第 1.2 章 疾病のリスト化の条件

### 1. 総論コメント

我が国は、OIE リスト疾病は加盟国にとって経済的及び衛生的に大きな影響を与える疾病に絞るべきであるとした、前回 OIE 総会における議論に同意する。

### 2. 個別コメント

#### CHAPTER 1.2. CRITERIA FOR LISTING DISEASES

##### Article 1.2.1.

The criteria for the inclusion of a *disease* in the OIE List are as follows:

1. International spread of the agent (via live animals, their products or fomites) has been proven on three or more occasions.

AND

i) A number of countries with populations of susceptible animals are free of the disease/infection or applies official control program toward the disease/infection ~~or free impending freedom (based on including~~ the animal health surveillance provisions of the *Terrestrial Code*, in particular those contained in Chapter 1.4.)

OR

ii) OIE annual reports indicate that a number of countries with susceptible populations have reported absence of the disease for several consecutive years (based on the animal health surveillance information notified in WAHIS)

AND

i) Transmission to humans has been proven, and human infection is associated with severe consequences (death or serious illness)

OR

ii) The disease/infection has been shown to cause significant production losses in domestic animals due to significant mortality or morbidity at the level of a country or a *zone*, excepting the situation where there is an efficient and affordable vaccine and vaccination is carried out by most Members

OR

iii) The disease/infection has been shown to, or scientific evidence indicates that it would, spread through international trade and have a significant negative effect on wild animal populations due to significant mortality

AND

i) A repeatable and reliable means of detection and diagnosis exists and a precise case definition is available to clearly identify cases and allow them to be distinguished from other pathologies.

OR

2. The disease is an *emerging disease* with apparent zoonotic properties with severe consequences (death or serious illness), rapid spread, or possible significant production losses a case definition is available to clearly identify cases and allow them to be distinguished from other pathologies.

The Terrestrial Manual should be available for proving the repeatability and reliability of the means, when the disease is listed.

#### 【理由】

第 1 項第 1 パラグラフに関連して、疾病のリスト化の目的は、清浄国の保護だけではなく、特定の疾病を撲滅することも含まれている。したがって、いくつかの OIE 加盟国が特定の疾病について防疫に向けた努力をしている場合には、その疾病を OIE リスト疾病に含めるべきである。これは、野生動物の疾病についてリスト化する際にも有益な判断基準となる。なぜならば、野生動物の疾病

の清浄性（原案の第1項第1及び第2パラグラフ）については、正確に判断することが難しい場合があるからである。

第1項第4パラグラフに関連して、現行の OIE コードで言及されている「著しく高い致死率」及び「著しく高い罹患率」は、疾病のリスト化にとって非常に重要な要素である。したがって、我が国は、国及び地域レベルにおける「家畜の大きな生産の損失」を示す明確な基準として、これらの重要な要素をリスト化の条件の中に残すことを提案する。

第1項第5パラグラフに関連して、加盟国に不必要な負担を強いることがないよう、我々は真に必要な疾病に絞ってリスト化する必要がある。野生動物及びその製品の中には貿易自体がなされておらず疾病を拡散させるリスクが極めて低いものも含まれていることを考慮して、貿易を通じてまん延し、致死率が高いことから甚大な悪影響を及ぼすおそれがある野生動物疾病をリスト化するため、文言の追加を提案する。

第2項に関しては、“with severe consequences（深刻な結果）”を追加するべきである。なお、第1.1.3条第1項e)に従い、OIE リスト疾病に含まれているか否かに関わらず、新興感染症の発生はOIEに直ちに通報される必要がある。

また、公式な診断方法は陸生マニュアルにおいてのみ知ることができることを考慮して、陸生マニュアルに関する新たなパラグラフを追加することも提案する。

## 2. 第 1.6 章 自ら宣言及び OIE による公式認定の手続き

### 個別コメント

#### CHAPTER 1.6.

### PROCEDURES FOR SELF DECLARATION AND FOR OFFICIAL RECOGNITION BY THE OIE

Article 1.6.6.

#### Questionnaire on African horse sickness

#### AHS FREE COUNTRY

Report of a Member which applies for recognition of status, under Chapter 12.1. of the *Terrestrial Animal Health Code* (2010), as a AHS free country

#### 3. Veterinary system

- a. Legislation. Provide a list and summary of all relevant veterinary legislation in relation to AHS.
- b. Veterinary Services. Provide documentation on the compliance of the *Veterinary Service* of the country with the provisions of Chapters 3.1. and 3.2. of the *Terrestrial Code* and 1.1.3. of the *Terrestrial Manual* and describe how *Veterinary Services* supervise and control all AHS related activities. Provide maps and tables wherever possible.
- c. Role of farmers, keepers, industry, regulatory bodies, and other relevant groups in AHS *surveillance* and control (include a description of training and awareness programmes on AHS).
- d. Role of private veterinary profession in AHS *surveillance* and control.
- e. Provide information on any OIE PVS evaluation of the country and follow-up steps within the PVS pathway if exist.

#### 【理由】

いくつかの OIE 加盟国は、PVS 評価を受けていない。b.に基づき提供される各国の獣医サービスの陸生コード及び陸生マニュアルの遵守に関する情報は、各国の PVS 評価及び PVS パスウェイに添ったフォローアップステップによる情報と同等の価値があると考えられる。したがって、我が国は、e.の最後に“if exist (ある場合には)”を追加し、その国が当該プログラムを受けている場合には提供されるものであることを明示することを提案する。

### 3. 第 79 回総会におけるアニマルウェルフェアとブロイラー生産に係る章に関する議論

#### 総論コメント

前総会における OIE 議長からの要請を受けて、家畜生産システムに関する章の作成における主要な異なる 2 つの方針について意見を提出する。

我が国は、コード委員会に対して、いくつかの加盟国、特に途上国が実行できない、あまりに硬直的な基準を作成するよりも、全ての OIE 加盟国が実施可能な柔軟性のある基準を作成することを要望する。

我々は、「生産システムのためのアニマルウェルフェアガイドラインの作成に関する討議文書」及びワーキンググループからアドホックグループに宛てた「アニマルウェルフェア基準の作成に関する指針」の両方に従い、アニマルウェルフェア基準は作り上げるべきであるとの立場である。特に、我が国は、コード委員会にアニマルウェルフェア基準の作成にあたり以下の点を考慮するよう要請する。

#### 1. 柔軟性

動物は、世界の著しく多様な文化的、地理的及び社会的背景の下、集約的システムから粗放的システムまで広範な条件の下で飼育されている。したがって、アニマルウェルフェア基準を作成する際には、柔軟性が留意されるべきである。

#### 2. アウトカムベース基準及び数値の導入

OIE 全 178 加盟国の様々な生産システムに合わせるためには、可能な場合には、アウトカムベース又は動物ベースの基準が使用されるべきであり、リソースベース基準は、アウトカムベース基準を補足する目的で使用されるべきである。数値は、適切な科学的根拠がある場合にのみ導入されるべきである。広く認識され、受け入れられている科学的情報が存在しない場合又は既存の論評の中で大きな意見の対立がある場合には、新たな基準を作成する前に、新たな研究が必要な場合がある。

## 4. OIE における公式な基準策定手続きの作成

### 総論コメント

前回の総会で言及したとおり、我が国は、OIE において公式な（すなわち加盟国の意見を聴取し、総会で採決された）基準策定手続きを OIE が作ることの重要性について、再度言及したい。

我が国は、2008 年にベーシックテキストの改正を議論し始めた頃から、この新たな作業を提案している。本文書の付属書は、昨年 9 月 10 日に送付された我が国のコメントに添付されていたものと同様である。

OIE 及び OIE 加盟国は透明性が高く、民主的で、科学に基づいた手続きによって国際基準（すなわち OIE コード）を作り上げるよう努めてきた。これらの手続について検証し、文書としてそれを記述することによって、OIE は当該手続きの正当性を明確に示すことができる。

それはまた、以下の観点からも有益であると信じる。

#### 1. 基準策定への加盟国の参加促進

公式な基準策定手続きは、以下の項目を実行することを通じて、基準策定への加盟国の参加を促進する。

- 総会前に加盟国が書面コメントをコード委員会に提出する機会を明確に示すこと。（これにより、総会前に加盟国のコメントを十分に検討し、適切にコード案に反映させる時間がコード委員会に与えられる。）
- 加盟国及びその他の国際機関が、懸念事項に関する新たな作業を提案するための明確な指針を提示すること。

加盟国その他の利害関係者（例えば、生産者）が、余すことなく加盟国の意見を取り入れ、その懸念に対処する受け入れ可能な手続きを通じて、コードが作成され、改正されていることを理解すれば、より積極的にコードの措置を導入するようになるかもしれない。

#### 2. 提案された作業の検証による重要課題への重点的取組

我が国は、新しい作業を検討し、それを承認するための体系的アプローチが当該作業の必要性を明確化し、加盟国が必要性を認識した新しい作業に集中することによって、限られたリソースを有効活用することができるかと信じている。この手続の下で、OIE コードの作成及び改正に責任を有する者（すなわちコード委員会及び水生委員会）は、これまで以上に重要な課題に専念することが可能になる。

#### 3. 役割及び責任の明確化

公式な基準策定手続きは、基準策定に関係するプレーヤー（例えば、専門委員会、ワーキンググループ及びアドホックグループ）の役割及び責任を明確にする。

#### 4. コーデックス委員会とのジョイントスタンダード

OIE がコーデックス委員会と合同で基準を作成する方法を模索していること及びコーデックスが「協力関係を持つ政府間組織は、同等の基準作成原則を有さなくてはならない」との基本ルールを有していることを考慮して、我が国は、再度 OIE に対して、本件を前に進めるために有益な公式基準策定手続きの作成を提案する。

以上により、我が国は、公式な基準策定手続きの作成を提案する。とりわけ、我が国は、コード委員会に対して、公式な基準策定手続きの案を作成し、加盟国協議のためにその案を回覧し、最終的には、それがコンセンサスを得て総会にて決議されるようにすることを提案する。

我が国は、議論の基礎として、その手続きの概要を示す（添付参照）。我が国は、当該作業に貢献する用意があり、本提案が受け入れられることを希望している。